

議 長 日程第 8「議案第 8 号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第 8 号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について。足柄上地区介護認定審査会共同設置規約について、別紙のとおり協議する。令和 3 年 3 月 2 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき、介護保険法第 14 条に規定する介護認定審査会の規約を定め、当該審査会を共同設置するに当たり、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町と協議することについて、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議決を求めるものであります。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは、議案第 8 号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について説明をさせていただきます。

この規約につきましては、介護保険法第 14 条に規定する介護認定審査会を令和 3 年の 10 月 1 日より足柄上 1 市 5 町で共同設置をするため、地方自治法の規定に基づき協議による規約を定める必要があることから御提案をさせていただくものでございます。

それでは、1 ページをお開きください。足柄上地区介護認定審査会共同設置規約でございます。第 1 条では、共同設置をする市町名、根拠法とともに定めております。

第 2 条では、審査会の名称を「足柄上地区介護認定審査会」と定めております。

第 3 条では、審査会の場所を南足柄市役所内に置く旨を定めております。

続きまして第 4 条では、審査会の委員の定数として、60 名と定めております。これは、現在足柄上衛生組合に設置しております認定審査委員会の人数と同様でございます。

第 5 条では、委員の選出方法や選出した委員に欠員が生じた際の対応を定め、第 6 条では各町の負担金に関する規定を、第 7 条では、1 枚おめくりください。

第7条では審査会の予算を南足柄市介護保険特別会計に計上する旨を定めております。

第8条では、決算認定を南足柄市で行い、その決算報告を構成各町に行う旨を定めております。

第9条では、この規定に定めるもののほか、より詳細な規定の関係市町の役割等を、第10条、11条では、認定審査会の委員の報酬の支払いですとか身分に関する規定を、第12条では、審査会の事務を南足柄市において行う旨を規定しております。

第13条では、この規定で定めていない事項を各市町で協議で決定する旨を定めてございます。

附則でございます。附則、施行期日、この規約は令和3年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年4月1日から施行する。

2、この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

条例等の公表。関係町の長は、この規約の施行の際、現に効力を有する第10条第1項の規定による南足柄市の条例、規則その他の規定を公表しなければならない。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 6 番 井 上	長	担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
	上	1点ですね、お伺いをしたいと思います。今までの一部事務組合、足柄上衛生組合の所管の事務が、今度は共同設置をしてですね、それを南足柄市の中でですね、認定審査会を行うというための規約の新設だと思います。介護認定でですね、やはり町民のほうの要望として一番多いのが、できるだけ早くという、そこで要介護者、要支援者…要支援者はあれなんで、要介護者になった場合でですね、できるだけ早くそのサービスを使いたいと。そういった部分としては、特に介護度が出ていなくてもですね、今は使えるようになるんですけども、やはり家族等の思いというのは、そうではなく、できるだけ早急にですね、介護度を出していただきたいと。そういったことによって、かなり脳血管障害等

でですね、倒れた家族がいる場合の家族の心情としては理解できる部分があると思います。

そうした中で、南足柄市がまとめていただいたような形になっているのかなと思いますが、ただ、そういった介護認定審査の状況等の報告をですね、例えば小田原市消防がやっている、小田原市消防にですね、議員と執行者が含めて行う協議会的なものがあるんですよ。その中でそれぞれの首長の要望なり、議会関係者の議員の要望なりというのをとりまとめているような件があります。そうした中で、この第7条、第8条、第10条のほうでですね、予算、決算、審査会の委員の報酬、費用弁償の決定等はですね、首長、関係町の長に報告をするというふうにならっていますが、小田原市消防と同じようなですね、この認定審査会の運営の結果等についての報告をですね、ぜひ協議会的なものをですね、組織していただけるということは可能かどうかをお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

福 祉 課 長 それでは、議員の質問に回答いたします。今回の規約の設置以外に、もう少し細かいものもあるというところから、そういう報告が各町に行き渡るような体制づくりという御質問かと思います。現在、この規約は、本当に大まかなものを定めるものでございます。この後ですね、規則等、細かいものをですね、定めていく合議体として規則を定めて、さらにその他の規定ですとか、そういったものを定める予定でございますので、各町がより具体的に細かいこれから詰めていく部分でございますが、そういったものを要望して、しっかりと町のほうにも情報が来るような形で、また要望が通るような形で体制づくりを求めているというふうに思います。以上です。（「結構です。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題になっています本案につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議

長　以上で本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて散会いたします。

なお、午後２時55分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。明日は産業厚生常任委員会を委員長の指示により開催してください。明後日の３月５日は午前９時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

（14時39分）